

令和 2 年 5 月 1 日  
航空局  
航空ネットワーク企画課  
近畿圏・中部圏空港政策室  
成田国際空港企画室

## 4 空港でサーモグラフィーによる体温確認を開始します

- 緊急事態宣言を踏まえ、国土交通大臣より、ゴールデンウィークに向けて、不要不急の移動自粛にご協力いただくとともに、特に発熱のあるような場合には航空機への搭乗を厳に慎んでいただくよう、国民の皆様に対して要請をしているところです。
- この要請の一環として、発熱のある方に航空機への搭乗をお控えいただくため、羽田空港及び伊丹空港において、サーモグラフィーによる体温確認を実施しているところですが、今般、成田空港、関西空港、中部空港及び福岡空港においても、体温確認を開始することとしました。

### 1. 実施期間

日時 令和 2 年 5 月 1 日（金）～5 月 6 日（水）（緊急事態宣言の終了日）

※実施期間は今後の状況により変更する可能性があります。

場所 成田国際空港第 3 ターミナル 国内線保安検査場入り口

関西国際空港第 1 ターミナル、第 2 ターミナル 国内線保安検査場入り口

中部国際空港第 1 ターミナル 国内線保安検査場入り口

福岡国際空港国内線ターミナル 保安検査場入り口

### 2. 実施方法

- ・ 国内線保安検査場の入口に設置されたサーモグラフィーにより、搭乗される方の体温を確認し、体温が 37.5 度以上と測定された方にチラシ（別紙）をお受け取りいただきます。チラシを参考にご自身の体調をご確認いただきます。
- ・ なお、感染症が疑われる方については、航空会社各社が運送約款に基づき、ご搭乗をお断りすることがあります。

#### 【お問い合わせ先】

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 北川、渡延  
電話番号：03-5253-8111（代表） 内線 49-102,49-624  
：03-5253-8715（直通）  
FAX 番号：03-5253-1658

## 【国土交通省からの要請】

- ・ 緊急事態宣言が全国に発出されております。不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動については、厳に控えていただきますよう、お願いいたします。
- ・ 特に、発熱などの症状がある方は、航空便の利用を厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

## 【国土交通省・厚生労働省からのお知らせ】

- ・ 中部空港では、航空機に搭乗する方に対して、サーモグラフィーによる体温の確認を行っています。
- ・ 体温が37.5℃以上と測定された方には、チラシをお渡ししております。チラシを受け取った方は、ご自身の体調について、以下の点を参考にご確認ください。

※感染症が疑われる方については、航空会社各社が運送約款に基づき、ご搭乗をお断りする場合があります。

### 新型コロナウイルス感染症が心配なとき

#### 1. 以下のいずれかの症状がある方（下記は目安です）

- ① 「風邪のような症状」「37.5℃以上の発熱」がある方  
 （一般の方）**症状が4日以上続く場合**  
 （解熱剤を飲み続けなければならない場合も同じ）  
 （重症化のリスクのある方）高齢の方・基礎疾患がある方・妊婦の方 など  
**症状が2日程度続く場合**
- ② 発熱はなくても、強いだるさや息苦しさがある方



- ※ 妊婦の方は、重症化のリスクがあることから、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
- ※ 子供は、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、目安通りの対応をお願いします。



Yes

#### 各都道府県ごとに設定している 保健所の相談窓口にご相談ください

各保健所の電話番号については、厚生労働省のHPでご確認ください

厚生労働省 帰国者・接触者相談センター  検索 



No

発熱やせきの他、何らかの症状がある方は自宅で安静にされて様子を見るか、お近くの医療機関（かかりつけ医）に相談・受診してください



#### 2. 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触歴がある方で最終曝露から14日の間に発熱や呼吸器症状、倦怠感が現れた場合、医療機関受診前に保健所に連絡する

「濃厚接触」とは、以下の①～④のいずれかにあてはまる行為です。

- ① 新型コロナウイルス感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内など）があった
- ② 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染者を診察・看護・介護した者
- ③ 新型コロナウイルス感染者のたんやつばなどに直接触れた可能性が高い者
- ④ 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染者と15分以上接触があった者

#### 3. 1・2には該当しないものの、不安のある方

微熱や軽い咳が出ている

感染したかもしれないと不安



#### 以下の連絡先へご相談下さい

- 各都道府県の電話相談窓口へのリンク  
[http://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](http://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)



- 厚生労働省の電話相談窓口（コールセンター）  
 電話番号 0120-565653  
 【9:00～21:00（土日・祝日も実施）】